

国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業の全国展開について

内閣府

創業人材等の多様な外国人の受入れ促進

(国家戦略特別区域法 第16条の6)

規制改革の内容

特例措置前

創業のため入国するには、入国時に、

- ・事業所の確保
- ・2人以上の常勤職員 又は 500万円以上の出資金等の要件確認が必要

特例措置

自治体が、事業計画を認めれば、入国時の要件確認を、6月間猶予

効果

外国人起業家等の受入れ促進

規制改革の概要

海外

日本で創業!

創業希望外国人

【創業を希望する外国人】
自治体に事業計画を提出、確認

入国(上陸)審査



【通常求められる要件】

- 事業所の確保
- 2人以上の常勤職員 or 500万円以上の出資金等

6月以内に満たせばよい!

特例

上陸許可(6月)

創業活動

在留審査(期間更新)

要件確認

在留継続

6月

外国人創業活動促進事業実績

R5年4月時点

(創業活動確認証明書交付人数)

区域	区域計画 認定日	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	合計
東京都	H27.10.20	—	10	15	45	44	24	38	60	236
神奈川県	H30.12.17	—	—	—	0	1	0	1	0	2
京都府	R3.6.17	—	—	—	—	—	—	0	5	5
兵庫県	R4.12.22	—	—	—	—	—	—	—	0	0
新潟市	H27.11.27	—	—	—	—	3	0	0	0	3
福岡市	H27.10.20	4	22	13	12	4	7	6	14	82
北九州市	H30.6.14	—	—	—	2	3	1	0	0	6
仙台市	H28.12.12	—	—	2	0	3	0	0	0	5
愛知県	H29.1.20	—	—	—	9	8	3	8	15	43
広島市	H28.4.13	—	0	0	0	0	0	0	2	2
今治市	H28.4.13	—	0	2	0	0	0	0	0	2
つくば市	R5.3.24	—	—	—	—	—	—	—	—	—
加賀市	R5.3.24	—	—	—	—	—	—	—	—	—
総交付数		4	32	32	68	66	35	53	96	386

※「—」は事業開始前または実績未集計

創業外国人材の事業所確保要件の緩和

(令和2年3月 国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業に係る在留資格の変更, 在留期間の更新のガイドライン)

規制改革の内容

特例措置前

- 創業外国人材の特例では、入国時に、6か月以内に事業所を確保する見込み等が要件。
- 入国から6か月以内に確保が求められる事業所の対象として、コワーキングスペースやシェアオフィスは認められていない。

特例措置

一定の要件を満たせば、1年間に限り、自治体が認定するコワーキングスペースやシェアオフィスでも事業所として認める

効果

外国人起業家等の更なる受入れの促進

規制改革の概要

日本で創業するための入国(上陸)審査



在留資格「経営・管理」の要件

- 事業所の確保
- 2人以上の常勤職員
or 500万円以上の出資金 等

既存特例

6か月以内に両方満たせばよい!

上陸許可

6か月



日本で創業活動!

在留継続(在留期間更新)のための審査

事業所要件は1年間だけコワーキングスペース等でもよい!

新特例

在留期間更新



事業活動の継続へ!

4

外国人創業活動促進事業（事業所確保要件の緩和）実績

R5年4月時点

自治体	区域計画 認定日	R5.3.31		備考	R4.3.31	
		認定施設数	利用件数		認定施設数	利用件数
東京都	R4.3.10	0	0	創業人材からの申請に基づいて個別に認定	0	0
京都府	R3.6.17	5	0		5	0
兵庫県	R4.12.22	-	-	令和5年度事業開始	-	-
福岡市	R2.6.10	12	7		10	1
北九州市	R4.3.10	2	0		0	0
仙台市	R2.6.10	2	0		2	0
愛知県	R4.3.10	7	3		0	0
つくば市	R5.3.24	-	-	令和5年度事業開始	-	-
加賀市	R5.3.24	-	-	令和5年度事業開始	-	-
総計		28	10		17	1

認定施設数：認定を受けている施設の数

利用件数：自治体が認定するコワーキングスペースやシェアオフィス等の利用件数（事業所確保の特例に係る確認通知書の発行件数）

国家戦略特区において取り組む規制改革事項等について

(令和5年6月1日国家戦略特別区域諮問会議提出資料 抜粋)

国家戦略特区における規制の特例措置の全国展開

(外国人創業活動促進事業等の全国展開)

・外国人による創業活動を促進するため、地方自治体等が一定の要件を確認した場合には、在留資格「経営・管理」の基準である「事業所の確保」等を6カ月後までに満たす見込みがあれば入国を可能とする特例（外国人創業活動促進事業）の**全国展開に関して、具体的な措置内容等について速やかに検討を開始し、2023年度中を目途に結論を得る。**

・国家戦略特区外国人創業活動促進事業を活用し入国後、初回の在留資格更新時に必要な事業所について、自治体が認定するコワーキングスペース等を最大1年間認める特例の**全国展開に関して、2023年度早期に結論を得て、所要の措置を講ずる。**

規制改革の内容

特例措置前

創業外国人の特例では、

- ・入国(上陸)
- ・在留資格「留学」からの在留資格の変更をする外国人を対象としている。



特例措置

外国人起業活動促進事業(経済産業省事業)の期間内に起業に至らなかった外国人が、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業を活用することを認める。

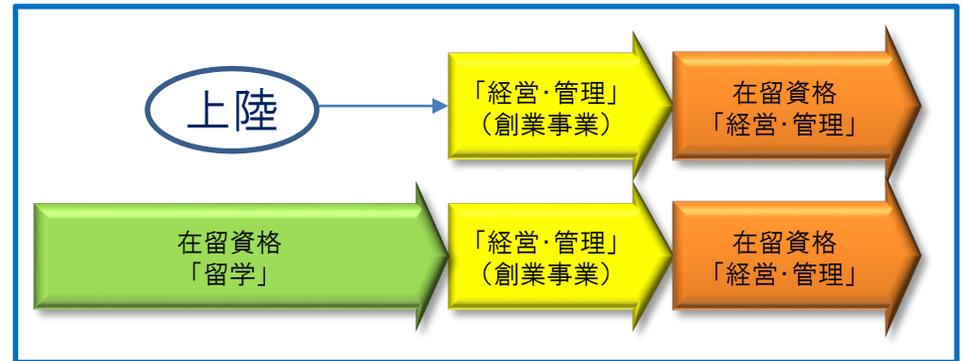


効果

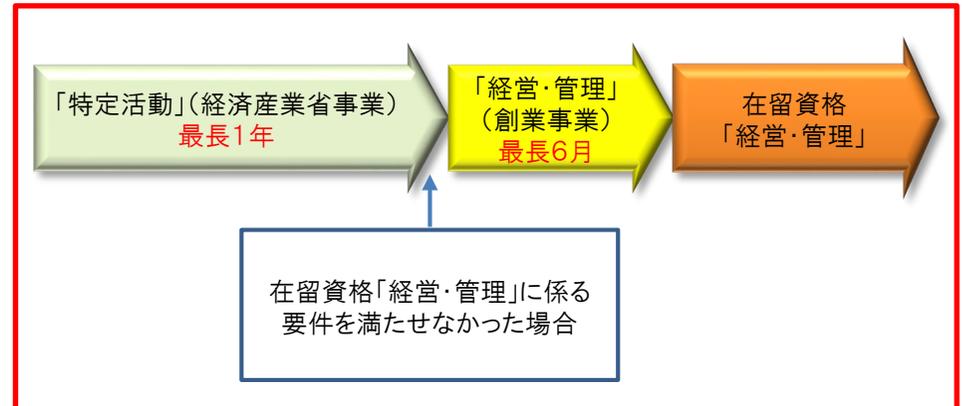
外国人起業家等の更なる受入れの促進。

規制改革の概要

現行



追加



外国人起業活動促進事業の概要（スタートアップビザ）

- 外国人起業家の呼び込みに向けて、経済産業省の定める告示に基づき地方公共団体から起業支援を受ける外国人起業家に対し、最長1年間の入国・在留を認める制度を、2018年12月に開始。
- 地方公共団体が作成する外国人起業活動管理支援計画を経済産業大臣が認定。当該計画に基づき、地方公共団体が外国人の起業準備活動の管理・支援を実施し、地方出入国在留管理局が在留資格「特定活動」を付与。2023年8月現在、福岡市・愛知県・岐阜県・神戸市・大阪市・三重県・北海道・茨城県・横浜市・仙台市・大分県・京都府・新潟県・兵庫県・渋谷区・浜松市・加賀市・富山県(計18団体)を認定。

● 地方公共団体

外国人起業活動管理支援計画の作成及び実施、外国人の選定

● 経済産業省

地方公共団体が作成した外国人起業活動管理支援計画の認定

● 地方出入国在留管理局

在留資格「特定活動」の審査、許否の決定等

特区制度

「経営・管理」(6月)
(創業活動) 「経営・管理」

本制度

地方公共団体による管理・支援の下で行う起業のための活動
在留資格「特定活動」
(6月) (6月) 「経営・管理」

1年以内に起業する見込みがあること。

6月以内に起業する確実な見込みがあること。
(特区と同程度)

経済産業大臣は、地方公共団体において以下の外国人起業活動管理支援計画を実施する体制が整っていると判断した場合は、計画を認定。

